

平成26年

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

第2回定例会

会 議 録

平成26年11月17日招集

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

平成26年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会 会議録

平成26年11月17日(月) 午後2時開議

レンブラントホテル鹿児島 2階 桜島の間

議事日程〔第1号〕

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 同意第1号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長の選任について同意を求める件
- 日程第 5 承認第1号 専決処分の承認を求める件（訴えの提起について）
- 日程第 6 承認第2号 専決処分の承認を求める件（平成26年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））
- 日程第 7 認定第1号 平成25年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件
- 日程第 8 認定第2号 平成25年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件
- 日程第 9 議案第7号 平成26年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第8号 平成26年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第9号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更の件

日程第 1 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(15人)

2番	仮屋	秀一	議員	3番	中西	茂	議員
6番	持留	良一	議員	7番	宮路	高光	議員
9番	下迫田	良信	議員	10番	竹田	光一	議員
12番	道上	正己	議員	13番	大山	辰夫	議員
14番	仮屋	良二	議員	15番	楠元	忠洋	議員
16番	水口	孝俊	議員	17番	房	克臣	議員
18番	徳田	康光	議員	19番	平山	栄助	議員
20番	日高	好作	議員				

欠席議員(5人)

1番	森	博幸	議員	4番	笹山	義弘	議員
5番	下本地	隆	議員	8番	前田	終止	議員
11番	霜出	勘平	議員				

説明のため出席した者(13人)

広域連合長	岩切	秀雄	君	副広域連合長	川添	健	君
事務局長	前田	愼一	君	事務局次長	村田	勉	君
総務課長	有村	哲	君	業務課長	福永	典明	君
総務課主事	古城	和行	君	総務課主事	松村	誠司	君
業務課主査	堀	有貴子	君	業務課主事	菊田	みゆき	君
業務課主事	久保	龍介	君	業務課主事	隈元	博史	君
業務課主事	森田	晃平	君				

職務のため出席した者(1人)

事務局主事 脇 美奈子 君

= 開会：午後 2 時 0 0 分 =

議長（仮屋 秀一君） これより、平成 26 年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第 2 回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

平成 26 年 4 月 22 日付けで前出水市議会議長の外徳男議員が、同年 4 月 24 日付けで前始良市長の笹山義弘議員が、同年 4 月 30 日付けで前鹿屋市議会議長の下本地隆議員、前肝付町議会議長の中窪勉議員が、それぞれ同市長及び同市町議会議員の任期満了に伴い、広域連合規約第 9 条第 2 項の規定により、広域連合議会議員を失職いたしましたことを御報告いたします。

また、平成 26 年 3 月 26 日、大和村議会議長の宮田到議員から、一身上の都合により、広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出がございました。

よって、地方自治法第 126 条の規定により、同日、これを許可いたしましたので、御報告いたします。

次に、お手元に配布いたしましたとおり監査委員から、地方自治法第 199 条第 9 項の規定による「平成 26 年度定期監査」、及び同法第 235 条の 2 第 3 項の規定による「例月現金出納検査」の結果について、報告書が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしました議事日程〔第 1 号〕のとおりであります。

議長（仮屋 秀一君） それでは、日程第 1「議席の指定」を行います。

去る、平成 26 年 2 月 5 日付け、同年 5 月 1 日付け、及び同年 7 月 7 日付けの告示により実施されました広域連合議会議員補欠選挙で当選された中西茂議員、笹山義弘議員、水口孝俊議員、平山栄助議員、下本地隆議員及び道上正己議員の議席は、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、中西茂議員を 3 番、笹山義弘議員を

4番、水口孝俊議員を16番、平山栄助議員を19番、下本地隆議員を5番、道上正己議員を12番に指定いたします。

議長（仮屋 秀一君） 次は、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

今議会の会議録署名議員は、議席番号9番 下迫田良信議員及び議席番号16番 水口孝俊議員を指名いたします。

議長（仮屋 秀一君） 次は、日程第3「会期の決定」を議題といたします。

今議会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

議長（仮屋 秀一君） 次は、日程第4 同意第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長の選任について同意を求める件」を議題といたします。

ここで、広域連合長の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

広域連合長（岩切 秀雄君） 議案書の1ページをお開きください。

同意第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長の選任について同意を求める件」について、提案理由を御説明申し上げます。

当広域連合の副広域連合長の選任につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第162条及び広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

選任したい方は、出水郡長島町鷹巣1962番地2、川添健氏で、昭和19年2月25日生まれでございます。

なお、略歴につきましては、現長島町長でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

御同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

議長（仮屋 秀一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「質疑なし」と認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「討論なし」と認めます。

以上をもって討論を終了いたします。

議長（仮屋 秀一君） これより、同意第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長の選任について同意を求める件」を採決いたします。

本件については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

〔川添健副広域連合長、議場へ入場〕

議長（仮屋 秀一君） ただいま、副広域連合長に選任されました、川添健氏から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

副広域連合長（川添 健君） 議長のお許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、鹿児島県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長に選任をいただきました、長島町長の川添健でございます。

本制度の運営にあたり、県内約26万人の被保険者の皆様に信

頼をされ、被保険者の皆様が安心して適切な医療を受けられるよう、岩切広域連合長を補佐し、誠心誠意取り組んでまいり所存でございます。

議員各位におかれましては、今後とも御協力、御指導を賜りますようお願い申し上げます。副広域連合長就任にあたりましてのごあいさつといたします。ありがとうございます。

〔川添健副広域連合長 着席〕

議長（仮屋 秀一君） ここで、岩切広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

広域連合長（岩切 秀雄君） 平成26年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会の開会に際し、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方には、大変御多用な中、御出席を賜りましたことに厚く御礼を申し上げますとともに、後期高齢者医療制度につきましては、議員の皆様方をはじめ、関係機関の御理解、御協力のおかげを持ちまして円滑な運営が図られていることに深く感謝を申し上げます。

さて、皆様も御承知のとおり、現在、国において、社会保障制度改革に向けた検討が進められており、昨年12月に持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、いわゆるプログラム法が施行され、今後、同法に基づき持続可能な医療保険制度の構築に向け、関係法令の整備など必要な措置が順次講じられることとなっております。

今後は、医療保険制度改革に関する議論が、さらに深まっていくものと思われませんが、私ども広域連合といたしましても、国の動向を注視するとともに、各市町村や県及び関係機関と連携し、被保険者の皆様の健康の維持、増進が図られるよう、引き続き全

力で取り組んでまいり所存でございます。

本日は、平成25年度一般会計、特別会計決算認定、並びに平成26年度一般会計、特別会計補正予算などの議案を御提案いたしておりますので、何卒、慎重な御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、議員の皆様方をはじめ関係各位におかれましては、今後とも当広域連合の運営に御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。議会開催にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

議長（仮屋 秀一君） 次は、日程第5 承認第1号「専決処分の承認を求める件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

事務局長（前田 慎一君） それでは、承認第1号「専決処分の承認を求める件」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

柔道整復施術療養費不正請求に関する損害賠償請求の訴えを、鹿児島地方裁判所に提起することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったので、今回これを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分の内容については、4ページ、5ページに記載してございます。

この訴えは、南大隅町で開設しておりました南洲接骨院及び分院の宇野仁一管理者から、国保連合会を通じて当広域連合に請求のあった、平成20年4月から平成25年7月までに行った施術にかかる療養費について調査を行った結果、948万3,674円を不正な請求と判断いたしましたことから、当該請求分及び遅

延損害金並びに訴訟費用の支払いを求めるものであります。

南洲接骨院及び分院所在地である南大隅町も、国保療養費等の不正請求により損害を被っているとして訴えを起こしておられますが、関係する被保険者が重複していること等により、裁判を併合して行った方が、当広域連合に取り有利に働くことから、損害賠償請求の訴えの時期をできるだけ合わせようと考え、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

議長（仮屋 秀一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「質疑なし」と認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「討論なし」と認めます。

以上をもって討論を終了いたします。

議長（仮屋 秀一君） これより、表決に入ります。

それでは、承認第1号「専決処分の承認を求める件」を採決いたします。

本件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は承認されました。

議長（仮屋 秀一君） 次は、日程第6 承認第2号「専決処分の承認を求める件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田愼一事務局長 起立〕

事務局長（前田 愼一君） それでは、承認第2号「専決処分の承認を求める件」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。

平成26年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったので、今回これを報告し、承認を求めるものであります。

8ページをお開きください。

これは、先ほど承認第1号で説明いたしました訴えの提起に関連する費用の補正で、歳入歳出をそれぞれ64万8千円増額し、予算の総額を2,657億1,211万9千円といたしております。

内容といたしましては、事項別明細書13ページ、14ページに記載のとおり、訴訟代理人として委任した弁護士に対して支払う着手金及び事務手数料などを計上したものであり、財源は市町村事務費負担金になります。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田愼一事務局長 着席〕

議長（仮屋 秀一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「質疑なし」と認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「討論なし」と認めます。

以上をもって討論を終了いたします。

議長（仮屋 秀一君） これより、表決に入ります。

それでは、承認第2号「専決処分の承認を求める件」を採決いたします。

本件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は承認されました。

議長（仮屋 秀一君） 次は、日程第7 認定第1号「平成25年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

事務局長（前田 慎一君） それでは、認定第1号「平成25年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の26ページをお開き願います。

主な点につきまして、決算書の中の事項別明細書で御説明を申し上げます。

まず歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金 第1項第1目 事務費負担金につきましては、予算現額8,482万6千円に対しまして、収入済額は、同額でございます。

第2款 国庫支出金 第1項第1目 保険料不均一賦課負担金につきましては、予算現額1,530万1千円に対しまして、収入済額は、ほぼ同額の1,530万1,450円でございます。

第3款 県支出金 第1項第1目 保険料不均一賦課負担金に

つきましても、予算現額 1,530万2千円に対しまして、収入
済額は、ほぼ同額の1,530万1,450円でございます。

第5款第1項第1目 繰越金につきましては、予算現額520
万1千円に対しまして、収入済額は、ほぼ同額の520万1,491
円でございます。

一番下の欄でございますが、歳入合計は、予算現額1億2,063
万7千円に対しまして、収入済額は1億2,064万509円で、
3,509円の増額となっております。

歳入については、以上でございます。

28ページをお開きください。

次に歳出でございます。

第1款第1項第1目 議会費につきましては、97万1,625
円の不用額が出ております。これは、第9節の旅費や第14節の
使用料及び賃借料等の執行残でございます。

30ページをお開き願います。

第2款 総務費 第1項第1目 一般管理費のうち第11節
需用費につきましては、36万3,229円の不用額が出ており
ます。これは、消耗品等の経費節減に努めた結果によるものと、
公用車や事務機器等に多額の修繕費が生じなかったこと等による
執行残でございます。

第19節 負担金、補助及び交付金につきましては、57万
330円の不用額が生じております。これは派遣職員人件費等負
担金等の執行残でございます。

32ページをお開きください。

一番下の欄でございますが、歳出合計は予算現額1億2,063
万7千円に対しまして、支出済額は1億1,662万2,405
円で、401万4,595円の不用額となっております。

37ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

下から2行目の実質収支額401万8,104円につきまして

は、今議会提出の平成26年度一般会計補正予算案に計上いたしております。

ページが飛びますが、97ページをお開き願います。

第2 審査の期間にございますように、平成26年7月22日に監査委員の審査を受けており、第4 審査の結果には、「各会計の歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数についても正確であることを認めた。また、各会計における予算の執行は、概ね適正であることを認めた。」との意見が付されております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

議長（仮屋 秀一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「質疑なし」と認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「討論なし」と認めます。

以上をもって討論を終了いたします。

議長（仮屋 秀一君） これより、表決に入ります。

それでは、認定第1号「平成25年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」を採決いたします。

本件を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は認定されました。

議長（仮屋 秀一君） 次は、日程第8 認定第2号「平成25年

度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田愼一事務局長 起立〕

事務局長（前田 愼一君） それでは、認定第2号「平成25年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」について、御説明申し上げます。

議案書の54ページをお開き願います。

主な点につきまして、決算書の中の事項別明細書で御説明申し上げます。

まず歳入でございます。

第1款 市町村支出金 第1項第1目 事務費負担金につきましては、予算現額4億5,035万4千円に対して、収入済額は同額でございます。

第2目 保険料等負担金につきましては、予算現額179億7,407万9千円に対しまして、収入済額は181億922万7,949円で、1億3,514万8,949円の増額となっております。これは、保険料収入が見込みより多かったことによるものでございます。

第3目 療養給付費負担金につきましては、予算現額206億5,354万円に対しまして、収入済額は205億6,778万4,146円で、8,575万5,854円の減額となっております。これは、療養給付費が見込みより少なかったことによるものでございます。

第2款 国庫支出金 第1項第1目 療養給付費負担金につきましては、予算現額619億5,930万9千円に対しまして、収入済額は622億1,749万5千円で、2億5,818万6千円の増額となっております。これは、国の予算の事情により、

交付額が予算額を上回ったことによるもので、実績額を超過した分につきましては、翌年度精算となります。

第2目 高額医療費負担金につきましては、予算現額8億3,861万7千円に対しまして、収入済額は、ほぼ同額の8億3,861万8,192円でございます。

第2項第1目 調整交付金につきましては、予算現額249億5,963万円に対しまして、収入済額は268億1,629万4千円で、18億5,666万4千円の増額となっております。

これは、配分額が交付申請額を上回ったためでございます。

第2目 後期高齢者医療制度事業費補助金につきましては、予算現額9,465万8千円に対しまして、収入済額は5,513万4,825円で、3,952万3,175円の減額となっております。この減額のうち、第2節の健康診査費補助金に係る3,749万1千円につきましては、国の予算の事情により減額となったもので、相当額は特別調整交付金で措置されております。

56ページをお開き願います。

第3款 県支出金 第1項第1目 療養給付費負担金につきましては、予算現額206億5,310万3千円に対しまして、収入済額は207億2,889万7千円で、7,579万4千円の増額となっております。これは、交付額が予算額を上回ったことによるもので、実績額を超過した分については翌年度精算となります。

第2目 高額医療費負担金につきましては、予算現額8億3,861万7千円に対しまして、収入済額は、ほぼ同額の8億3,861万8,192円でございます。

第4款 支払基金交付金 第1項第1目 後期高齢者交付金につきましては、予算現額1,035億5,783万7千円に対しまして、収入済額は1,022億4,329万7,345円で、13億1,453万9,655円の減額となっております。これは、平成24年度の交付金の確定、精算によって生じた返還額を、

平成25年度交付金から充当したことによるものでございます。

第5款第1項第1目 特別高額医療費共同事業交付金につきましては、予算現額2,942万1千円に対しまして、収入済額は2,883万6,755円で、58万4,245円の減額となっております。

第7款 繰入金 第1項第1目 一般会計繰入金につきましては、予算現額3,060万3千円に対しまして、収入済額は、ほぼ同額の3,060万2,900円となっております。これは、保険料不均一賦課の一般会計からの繰入金でございます。

第2項第1目 後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金につきましては、予算現額17億8,366万2千円に対しまして、収入済額は17億7,911万8,195円で、454万3,805円の減額となっております。これは、実績に伴うものでございます。

58ページをお開き願います。

第8款第3項第1目 第三者納付金につきましては、予算現額3億503万4千円に対しまして、収入済額は3億219万2,959円で、284万1,041円の減額となっております。これは、実績に伴うものでございます。

第2目 返納金につきましては、予算現額416万4千円に対しまして、収入済額は1,014万9,839円で、598万5,839円の増額となっております。これは、修正申告等による所得更正や世帯構成員の加入脱退に伴う世帯異動により、負担区分が遡って変更された場合などにおいて、変更前の負担区分により支払われた一部負担金との差額に係る返還金、及び医療機関からの診療報酬返還の実績に伴うものでございます。

なお、収入未済額が287万5,451円ございますが、これは、負担区分の変更に伴い発生いたしました一部負担金の差額分について、返還請求を行った被保険者のうち未納者に係るものでございます。

一番下の欄の歳入合計は、予算現額2,603億5,712万

2千円に対しまして、収入済額は2,612億4,465万5,138円で、8億8,753万3,138円の増額となっております。

60ページをお開き願います。

次に、歳出でございます。

第1款 総務費 第1項第1目 一般管理費の第9節 旅費につきましては、75万6,150円の不用額が出ております。これは、各部会の開催回数が予定より少なかったこと等による執行残でございます。

第12節 役務費につきましては、234万7,719円の不用額が出ております。これは、郵送料等の実績に伴うものでございます。

第19節 負担金、補助及び交付金につきましては、854万2,992円の不用額が出ております。これは、後期高齢者医療制度特別対策補助金に係る実施市町村での執行残等でございます。

62ページをお開き願います。

第2項第1目 レセプト点検事業費の第13節 委託料につきましては、60万901円の不用額が出ております。これは、国保連合会への診療報酬明細書等データ作成業務委託等の執行残でございます。

なお、委託料の支出済額1億569万999円のうち、5,670万円をレセプトの二次審査に当てており、3万3,755件で合計8,192万8,702円の査定減となっております。

第14節 使用料及び賃借料につきましては、83万2,370円の不用額が出ております。これは、レセプト管理機器等賃借料等の執行残でございます。

第2目 訪問指導事業費 第13節 委託料につきましては、151万3,078円の不用額が出ております。これは、市町村への重複頻回受診者訪問指導事業業務委託の執行残でございます。

64ページをお開き願います。

第2款 保険給付費 第1項第1目 療養給付費につきましては、32億4,010万9,128円の不用額が出ております。これは、入院等の療養給付費が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

なお、戻入未済が9万9,484円ございますが、これは、所得更正等による不当利得分について返還請求を行った被保険者のうち未納者に係るものでございます。

第2目 療養費につきましては、3,829万6,417円の不用額が出ております。これは、柔道整復療養費や補装具等に対する支給が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

第3目 審査支払手数料につきましては、649万7,960円の不用額が出ております。これは、審査件数が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

第2項第1目 高額療養費につきましては、3億4,813万1,949円の不用額が出ております。これは、実績が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

第2目 高額介護合算療養費につきましては、4,715万714円の不用額が出ております。これは、実績が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

第3項第1目 葬祭費につきましては、1,036万円の不用額が出ております。これは、実績が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

なお、戻入未済が2万円ございますが、これは、申請により葬祭費の支給を行った後、生前に遡って資格喪失となったことにより、返還していただくこととなった葬祭費の未納に係るものでございます。

第4款第1項第1目 特別高額医療費共同事業拠出金につきましては、54万9,651円の不用額が出ております。これは、著しく高額な医療費が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

66ページをお開き願います。

第5款 保健事業費 第1項第1目 健康診査費につきましては、314万1,840円の不用額が出ております。これは、長寿健診の受診者数が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

第2項第1目 高齢者元気づくり事業費につきましては、235万8,318円の不用額が出ております。これは、長寿健診効果促進事業の訪問指導対象者数が、見込みより少なかったことによる執行残でございます。

68ページをお開き願います。

第8款 諸支出金 第1項第2目 保険料還付金につきましては、605万6,760円の不用額が出ております。これは、還付件数が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

第4目 償還金につきましては、311万4,261円の不用額が出ております。これは、療養給付費等の実績に基づく精算による国、県、市町村負担金等の返還金の執行残でございます。

一番下の欄、歳出合計は、予算現額2,603億5,712万2千円に対しまして、支出済額は2,553億2,755万7,263円で、50億2,956万4,737円の不用額となっております。

続いて、73ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

下から2行目の実質収支額59億1,709万7,875円につきましては、今議会提出予定の平成26年度特別会計補正予算案に計上いたしております。

ページが飛びますが、97ページをお願いいたします。

先ほどの一般会計と同様、平成26年7月22日に監査委員の審査を受け、「各会計における予算の執行は、概ね適正であることを認めた。」との意見が付されております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

議長（仮屋 秀一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 持留良一議員。

〔持留良一議員 起立〕

6番（持留 良一君） それでは、歳入歳出含めて、何点か質疑をさせていただきたいというふうに思います。

決算ですので、本来であれば、それに関わるような資料が欲しかったんですけども、私のほうが、若干、要望が遅れたということで、今日出していただきまして、そのことも含めて参考にしながら、若干、質疑をしたいというふうに思います。

歳入の面では、大きな特徴として、1つは繰越金が、24年度の関係でも34億ぐらいでしたか、増になっているということと、第1点目の質問は、この増になった要因について、お聞きをしたいというふうに思います。

2点目は、保険料の問題です。いただいた資料の中でも保険料減免、いわゆる9割、8割5分、それから5割、2割という、こういう法定軽減者数が、私も数字を見てびっくりしたんですけど、82%という形で、もう圧倒的多くがこの法定減免を受けていらっしゃる、あと扶養者軽減措置を取っていただいているということです。

こういう中であっても、問題は滞納が増えてきているということに、やっぱり大きな特徴があるのかなというふうに思います。

例えば、滞納者数も2012年度は2,834人ですけども、2013年度は2,921人と、若干ですけども、100名ほど増えてきていると。それに伴って、いわゆる短期保険証の発行、これも増えてきていると。交付数が対前年度で約1.2倍ほど増えてきているということがあります。この数字が、やっぱり何を

物語っているかというのもあるかと思います。そして、おまけにプラス滞納数が大変増えてきているということです。そういう意味では、これは本当に深刻な状況があるのかなというふうに思います。

差押件数も結構な数字で77件ということになっているようです。これも対前年度の関係で約1.6～1.7倍の数として増えてきているということが言えるんじゃないかなというふうに思います。

そうなってくると、あらためてこの広域連合長にお聞きしたいんですけども、この保険料、今のこの数字、実態等の関係、保険料の滞納問題、それから滞納者数等々を含めて、やはり大きな影響として、この保険料のこういう減免していても、これだけの実態の数字が出るということ自体、広域連合長として、この保険料の問題についての認識、どのように受け止めていらっしゃるのか、こういう数字を見て、お聞きしたいというふうに思います。

もう1つは、この滞納処分の中で、執行停止はあったのかどうなのか。いわゆるもう執行停止ということ自体は支払能力がない。本来であれば保険料を課さないというのが当たり前だというふうに思うんですけども、そういうケースはあったのかどうなのか。この点をお聞きしたいということと、あと不服審査請求件数があったのかどうなのか。この点について、お聞きをしたいというふうに思います。

そうなってくると、やはり私はこういう状況の中で、あとで一般質問でもやろうかと思っていましたけれども、この9割の軽減措置が段階的に廃止をされていくとなると、ますますこの部分の問題が一層表面化してきていくと思いますし、逆に言うと、保険料の負担と、先ほど歳出のところで出ましたけれども、この不用額は大変保険給付の中でも出てきていると。そうなってくると、これ自体は、やはりある意味、医療費の抑制的な側面があるのかなという、どうしても認識に立ってしまうんですけども、そう

いうことを考えると、今後ますます保険料を取り巻く高齢者の環境は厳しくなるなどというのが見えてくると思うんです。

そうやってきた時、やっぱり独自の減免制度の検討もやはり必要になってくるんじゃないかと。

例えば、国保なんかでもそれぞれ自治体で、生活保護費の1.1倍から1.5倍と、その数字はいろいろありますけれども、そういうふうな形で、こういう独自に軽減措置を設けているんじゃないかなというふうに思います。

その点について、その必要性がどうなのかということをお聞きをしたいというふうに思います。

次に歳出のところなんですけれども、先ほど出ましたとおり、非常に不用額が出ていると、給付費関係で出てきているという中で、やはりいろんな意味で医療費の抑制が進んでいるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、1点は、そういう中で医療費適正化事業というのをやられているんですけれども、前もこの間言ってきているんですけど、この通知事業というのがあるんです。約3,500万円ほどあるんですが、本当にこういう形で効果が出るのか。それよりも他に、前、私は独自のそれぞれ広域連合で保健師さんを雇用して、市町村への指導とか含めてやるべきじゃないかと。そっちのほうがかえって効果があるんじゃないかと。いろいろ言ったんですけれども、ここの効果というのは具体的にどうだったのかと、お聞きをしたいと思います。

あと保健事業ですね。非常に重要な中身で、本県も全国の事例に匹敵するような口腔ケア事業を取り組んでいらっしゃる。この点については大変評価をいたします。でもやっぱり受診率がまだ10%までいってないという状況の中で、この点というのは非常に重要な取り組みであるということについては評価するんですけれども、国では高齢者の健康づくりの推進に向けて、各広域連合が健康診査の受診勧奨、それから保健指導等、それとともに地域の特性、課題を県で取り組むように全国の事例を示しているとい

うことで、一昨年もそのことを挙げたというふうに思うんですが、本県の病気の特徴はどういうところにあるのか。その予防のための取り組み、そういう形での取り組みというのは、この口腔ケアもその一環だろうというふうに思うんですが、そのあたりのやっぱり特徴を含めて、どういう保健事業が本来必要なのか。それと今の事業をやっているのが本当に妥当なのかどうなのか。この点についてお聞きをしたいと思います。

あと1点は一部負担金の問題です。これも本県が7件でしたか。13年度は7件、実施件数が5件、2012年度が実施件数が10件という形で、少しずつ出てきているというふうに思うんですが、やはりこれも先ほどの保険料の独自減免と同じで、全国でも国保の場合は低所得者減免を理由にということで、約155自治体が行っているんです。その中で低所得者判定基準があるというのが111自治体と。

これは厚生労働省の資料なんですけれども、そんな形でやはり今なかなか病院にもかかれなないと。かかれなないのは、やっぱり医療費の負担が大変と、一部負担金ですね。そのあたりで独自のそういう現状の中で、なかなか却下される件数も多いと。そうやってきた時に問題なのは、やっぱり恒久的な低所得者が圧倒的だというふうに思うんです。

本県の先ほど出していただいた資料の中でも、最後のところの所得階層別被保険者数ということで、所得なし層が16万1,270人ということで、約4割近い方々、50万以下も含めると、相当数がこういう層に入ってくると。

そういう意味で、この部分というのは一定のそういう特別な理由、本県の場合、特別な理由というのが項目としてないので、やはりそれに匹敵するような対策として、恒久的な低所得者に対しては、そういう部分での一部負担金の減免を取り組んでいくということが必要じゃないかなというふうに思うんです。

それは先ほどの全国の事例と一緒にすけれども、100を超え

る自治体がそういう取り組みを一部負担金のほうでもやっているということですので、是非、そういう取り組みもできないのかどうなのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

それと最後になりますけれども、この決算のまとめで、結びのところのまとめのところなんですけど、こんなふうに書かれています。予算執行上の問題として、「保険給付費等に多額の不用額が生じているため、より適切な予算管理に努められたい。」と、こういうことを言っているんですけども、このことについて、これはもう事務局の見解だろうと思うんですけども、事務局の見解はどんな見解があるのか、お聞かせいただきたいと思います。以上です。

〔持留良一議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（仮屋 秀一君） 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

事務局長（前田 慎一君） ただいま、いろいろな御質問をいただきました。順不同になりますけれども、分かる範囲でお答えさせていただきます。

まず繰越のお話がありました。この特別会計の繰越金につきましては、約59億円程度出ているわけですが、そのうち、これはまた後ほどの補正予算案のところでも御説明申し上げますけれども、翌年度に国、県、市町村、それから支払基金へ療養給付費等の精算返納する財源といたしまして、約35億円程度が含まれております。

そういたしますと、その差額の約24億円程度が保険料相当分の繰越ということになってございます。

なお、この保険料相当分の繰越金につきましては、次回の保険料改定時の財源となるということでございます。

保険料の軽減の関係がありました。保険料の軽減策といたしましては、均等割額につきまして、7割、5割、2割という軽減

策がございまして、それに加えますして特例措置といたしまして、9割、8.5割、あるいは所得割の5割減額と。それから被用者保険の元被扶養者であった方、この方につきましては、均等割が現在特例措置を含めまして、9割が軽減されていると。それから所得割は賦課されていないといったような、こういう軽減措置がございまして。

本県におきましては、被保険者の方の約7割がこういった何らかの軽減措置を受けておられる方でございます。

そういった中で、滞納も増えているといったようなこともございますけれども、この点につきましては、やはり保険料を苦しい中でもお支払いいただく方とのやっぱり公平性を保つといった観点、それから保険料の収入の確保を図るといった観点から、何とか私どもといたしましても納付のお願いをしているということでございます。

ただ、この軽減策に加えますして、保険料のまた減免措置といったようなことも、私ども要綱を作りまして、それに従ってやってございますし、そういう低所得者の方につきましては、いろいろとまた手立てを講じているところでございますので、そのへんのことは御理解をいただければというふうに思います。

それから本当に順不同でございましてけれども、医療費適正化の問題の御質問がございまして、その中で医療費の通知事業のお話がございました。

医療費通知につきましては、厚生労働省からも年3回以上通知を発送するようという奨励がされておまして、当広域連合におきましても年3回の発送を行っているところでございます。

その効果といたしましては、被保険者に通知が届くことにより、御本人がどのくらい総医療費がかかっているのか、いつどのような病院等を受診しているのか等を把握していただくことによりまして、被保険者御自身の健康管理や制度への理解を深めることになっているのではないかとこのように考えているところでござい

ます。

また、この医療費通知によりまして、受診した覚えのない医療機関が記載されていた場合には、その情報をお知らせいただくことで、不正請求の早期発見にもつながるものというふうに考えているところでございます。

あともう1つ、保健事業に関しまして、本県の疾病の傾向でございますけれども、今年の5月診療分の疾病分類統計表によりまして、件数、点数ともに高血圧性の疾患や脳梗塞などの循環器系の疾患が一番多いという状況でございます。

また、件数で上位にある疾患といたしましては、その次が筋骨格系及び結合組織の疾患、その次が消化器の疾患と。それから点数で見た場合には、2位が損傷、中毒及びその他の外因の影響、それから3位が新生物という状況になっているところでございます。

そのようなことで、私ども広域連合といたしまして、今、鋭意保健事業を展開しているところでございますけれども、現在の主な取り組みといたしましては、長寿健診や口腔検診をはじめといたしまして、あと訪問指導事業といたしまして、重複頻回受診者訪問指導事業、長寿健診要医療者訪問指導事業、元気高齢者健康づくり訪問指導事業を実施いたしているほか、高齢者元気づくりいきいき教室等、様々な事業を実施しているところでございます。

被保険者の方々の健康の維持増進に資するため、これらの事業を実施しながら、また、その見直し、検証は毎年度行っているところでございますが、例えば今年度、長寿・健康増進事業における健康相談、健康教育、訪問指導事業を保養施設利用助成等の事業よりも重点的に取り組みやすくするよう、市町村担当で構成する保健事業部会の協議結果も取り入れながら、現在、実施内容の見直しを図っているところでございます。

今後も被保険者の健康増進や重症化予防をより効果的に図れる保健事業の運営を目指して検証を重ねてまいりたいというふうに考えております。

また、新しい事業の実施検討につきましても、引き続き調査研究をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

あと、例えば一部負担金の減免等につきまして、経済的に困窮されておられる低所得といったことを理由として、特別な事情といったようなことで、独自の減免規定を設けるべきではないかという御意見を承ったところでございます。

これにつきましては、今、私どものほうでは、規定に基づきまして要件を定めているところでございますけれども、これにつきましては、県内市町村国保の実施状況や国からの通知等に準じて、要件を定めているところでございます。

具体的には、火災や台風など災害により、住宅、それから家財等に著しい損害を受けたといったような場合、それから被保険者の属する世帯の世帯主が疾病または入院、あるいは失業等、事業廃止、そういったものによりまして世帯の収入が著しく減少した場合、それから農作物の不作などにより世帯の収入が著しく減少したことといったようなふうになっているところでございまして、この一部負担金の支払いが困難となった場合には、一時的に減免の措置等を行うことができるように現在もなっておりますことから、この低所得を理由とする減免規定については、ただいまのところ検討いたしていないというところでございます。

なお、これまで世帯主の入院あるいは失業等による収入の減少、農作物の不作等による収入の減少を理由とする減免の申請及び実績はございません。

それから不服審査請求があったかといったお尋ねがございました。これについては今までのところなかったというふうに聞いております。

以上でよかったですでしょうか。何か答弁漏れがございましたでしょうか。

事務局長（前田 慎一君） 失礼いたしました。執行停止につきましては、これは25年度におきまして、21人あったようござ

います。

〔前田慎一事務局長 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（飯屋 秀一君） 持留議員。

〔持留良一議員 起立〕

6番（持留 良一君） 回答いただきましたけれども、繰越の問題についても、圧倒的多くが、先ほど言われたとおり、給付残ということがありました。これは要するにいろいろもっと中身を吟味していけばいいんでしょうけれども、基本的には医療費の抑制という部分が、圧倒的多くがこの形でかかってきているんじゃないかなというふうに思います。

そういうことが、この1つの特徴じゃないかなということをもっとこの点について具体的に明らかにしていただきたいと。これは今後の関係で、是非、要望として出しておきたいというふうに思います。

それから保険料の問題ですけれども、やっぱり独自の減免が必要ではないかということは、先ほど言ったとおり、こういう保険料の減免が、法的軽減措置も含めて、圧倒的がこういう形で、鹿児島県は特にそういう特徴的なところだろうというふうに思うんですけれども、そういう状況の中にあると。

そうなってくると、病院にかかるのも大変と。保険料を払っても病院にかかるのが大変とか、いろんな形があると思うんですよね。

そういうことも含めてみますと、やはり何らかのそこに対する対策、救済というのを取らなければ、こういう方々のそもそもの生存権そのものを侵害していくようなことに、結果としてつながっていくんじゃないかと。というのは、保険料はこの間ずっと2年毎に上がってきていますよね。若干の差はあるにしても、どんどんある意味では上がってきています。今後もさらに上がっていくだろうと。

先ほども言ったとおり、来年度から9割のところの軽減を見直

しをしていくとなると、やっぱりそういう方々のことも含めて非常に大変だろうなど。

確かにもっと措置的な形で軽減措置を取っているんだと言われますけれども、しかし、先ほど言いましたとおり、恒久的低所得者という方々は、もう実際、生活保護以下なわけですよ。それ以上払って生活をやっていくとなると、いったいどうするんだと。保険料もなかなか払えないじゃないかというような状況が続いているから、こういう形で出てくるのは当然だろうと思うんですよ。

そこで、この問題については、仙台の秋田地方裁判所でも、この恒久的な低所得者をどう位置づけるのかということで、裁判も起きていますね。これは一部負担金の問題ですけれども、一部負担金の減免可否の判断において、生活保護法の生活基準を目安とすることを合理的であるとされていることであると。こういう1つの判例があって、自治体もそこを目安にして、それ以下になるところに対しては、やっぱり独自の減免措置をやっていこうじゃないかと。そういう方々が安心して本当に暮らしていけるような医療制度にしていこうじゃないかということで国保もやっています。

当然、国保も、先ほどの広域連合長の話のあったように、高齢者が安心してこの制度の下で暮らしていけるようになれば、やっぱり何らかの県独自の措置を取っていくというのは、こういう現状から当然出てくると思う。

だから、是非、これをあらためて提起したいのは、研究をしていただきたいというふうに思います。そのことを要望しておきたいというふうに思います。

それから滞納問題です。執行停止が21人あったということですよ。これは非常に重大な問題だと思うんですよ。それだけもう大変な状況に追い込まれているということ、逆に言えば裏付けているということなんですよ。

こういう方々にやっぱりまた保険料を今後も課していくという

のは、やっぱり問題じゃないかと。やっぱりそういうところの対応というの、しっかり考えていかなきゃならない課題だろうなというふうに思いますので、これはもう最近の特徴でありますので、滞納問題が増えてきたと。これは保険料が上がってきた背景との関係で、総合的に出てきている問題ですので、是非、そのあたりも、こういう問題をどうするのかということ、是非、2つの研究テーマとして、そのことは、是非、取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それからあと保健事業の関係です。これはもうとにかくこれらの決算の結びにも書いてありますね、こんなことが。「長寿健診等の保健事業や医療費適正化事業の充実による医療費の漸増の抑制を図り、健全な財政運営に引き続き努力されたい。」ということも書かれています。

その前に、さっき言った、ここには回答は先ほどなかったんですけども、多額の不用額が生じていると。そのために適切な予算管理に努められたいと。ここはちょっと回答はなかったんですけども、ここの部分と併せて、やはり私は特に市町村との関係では、やはりある意味、どうも市町村に多くを任せてやっているんじゃないかなと。いろいろなお金の部分も多少なりともカバーはされているかとは思いますが、やはりもっと主体的にこの問題というのは指導をしていくということが非常に重要になってきていると思うんですね。

だから国のほうもそういう事例を作りながら、こういう立場でいろいろ取り組んで欲しいということで、一昨年、北海道の事例も挙げたかと思いますが、そういう点でのあらためてやっぱりそういう現状でいいのかどうなのか。この2点について再度お聞きをしたいと思います。

〔持留良一議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（仮屋 秀一君） 前田事務局長。

〔前田愼一事務局長 起立〕

事務局長（前田 愼一君） それではお答えいたします。まず適正な管理の問題でございますけれども、私ども予算を組む際に、特に保険料の収入の分でございますとか、あるいは療養の給付費の支出のところ、これにつきましては2年毎に保険料率の改定の作業をやっておりますけれども、その時の被保険者数の推移、どのくらいの数になるのかとか、あるいは1人当たりの医療費がどのくらいかかるのかといったようなことの推計に基づきまして、予算を組んでいくといったようなことになっているところでございますけれども、例えば平成24年度に増のほうで見込んでおりましたのが、実際は1人当たりの医療費が減になったといったような、そういうちょっと保険料率改定の作業をする段階では、なかなか予測のつかなかったような事態もございます。

ですからなるべくそういった実績と見込みで乖離がないように努めていくつもりではございますけれども、結果を見ました時に、こういう差が出てくるということにつきましては、ひとつ御理解をいただければと思います。

ただ、私どももやはり適正な予算の計上の仕方ということにつきましては、鋭意努力を重ねていきたいというふうに思っているところでございます。

それから保健事業のお話がありました。私ども、先ほど申し上げました、長寿健診、口腔検診をはじめといたしまして、様々な保健事業を展開しているところでございますけれども、この保健事業の実施に当たりましては、私ども広域連合が単独でやっているということではございませんので、県内各市町村、あるいは県と連携をいたしまして、その多大な御協力をいただきながら実施をしているところでございます。

その私どもの取り組んでおります保健事業の多くが、これは県内一律に画一的に実施いたしますよりも、私どものほうから各市町村へ大まかな実施方針などをお示しした上で、市町村の高齢者

福祉、あるいは介護保険による施策、それから健康増進法による健康増進事業、こういったものと連携を取りながら総合いたしまして、各地域の実情も踏まえて、市町村で実施するほうが、より効果的な事業実施が可能になるのではないかというふうに考えているところでございます。

なお、広域連合の役割といたしましては、今、私どもが直営でやっております口腔検診等、これは県歯科医師会等との契約に基づき、県単位で進めていくほうが効率的、効果的と思われる、こういった事業の運営や、それから訪問指導の従事者、市町村で従事していただいている皆様方の研修会を開催する、あるいは各保健事業における評価分析等、こういうのもいたしておるところでございます。県全体を総括する立場としての事業推進によりまして、被保険者の方々の健康増進や疾病予防、ひいては医療費適正化を目指していくことが私どもの役割であるというふうに認識しております。今後とも市町村との役割分担並びに緊密な相互協力の下で保健事業の推進に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

〔前田愼一事務局長 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（仮屋 秀一君） 持留議員。

〔持留良一議員 起立〕

6番（持留 良一君）

最後になりますけれども、先ほどの2つの軽減措置、一部負担金と保険料の問題、これはもう切実な課題になってくるというふうに思いますので、この制度の趣旨も含めて、そのあたりの改めて、この会で何回もお願いしているんですけども、調査、研究をしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

今、保険料は確かに実施主体というか、それは市町村が中心に義務を負いますので、そのことはそうだというふうに思います。

ただ、やっぱりそれについてはきちっと県が監視をしていくよ

うな様々な事例等もいっぱいあるかというふうに思います。当然、お金の問題も出てきますので、単純にはならないかと思えますけれども、是非、そのあたりは連携をきちっと図っていただいて、市町村もいろいろと取り組みはしていますけれども、ただ、体制的な問題等も含めて、十分にそこをカバーできないという点が実態だろうというふうに思いますので、是非、そのあたりはもう少し事例なんかも研究していただきたいなというふうに思います。

そういうことで、最後に広域連合長のほうにお聞きをしたいんですけれども、今、大変御多忙の中とは思いますが、突然、この後期高齢者の問題を抱えて、いろいろと答弁という形があるかと思うんですけれども、今の状況、数字とか含めて見られて、改めて保険料の問題とこの制度そのものが本当に安定した内容なのかどうなのか、その点について、広域連合長の見解を伺いたいんですけれども。

〔持留良一議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（仮屋 秀一君） 岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

広域連合長（岩切 秀雄君） 保険料の減免、若しくは軽減措置を図れということだろうと思いますが、これは各団体がありますから、なかなかそれをどこの団体も、今、財政的に厳しい中で、統一するということは、ちょっと厳しいと思っています。

したがって、国には協議会のほうで毎年陳情はしているんですけど、なかなか対応してもらえないのが現状でございますので、今後も引き続き協議会として国のほうに要望していきたいというふうに思っています。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

議長（仮屋 秀一君） 3回の質疑が終わりましたので、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかになければ、以上をもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（仮屋 秀一君） 持留議員、賛成でしょうか、反対でしょうか。

6番（持留 良一君） 反対の討論をしたいと思います。

議長（仮屋 秀一君） 持留議員の発言を許可いたします。

〔持留良一議員 起立〕

6番（持留 良一君） 今、議長の許可を得ましたので、反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。

後期高齢者制度の元々のねらいは公的医療費の抑制、圧縮であります。高齢者を他の年齢層から切り離し、結果として高い負担と安上がりのサービス医療を押しつけることでした。

平成25年度の決算にも見られるように、保険料の値上がりが、保険料の滞納者の増加や短期保険証交付数の約1.2倍化に見られるように、さらにそのことが鮮明になってきているのではないのでしょうか。

このことは、医療、社会保障に関わる国の予算を削減するねらいが一層進んでいることを証明するものになっているのではないかというふうに考えます。

また、口腔ケアなど保健事業の取り組みは評価できますが、健康診査の受診率が市町村毎に差があります。広域連合として積極的な受診率向上計画は弱く、市町村任せになっているのではないかというふうに思います。

健診の受診義務は市町村ですが、もっと積極的に広域連合として勧奨する必要があるというふうに思います。

健康づくりが進めば、医療費総額が減額になり、保険料の上昇の抑制につながるものと確信をしています。

今回の決算でも、高齢者を年齢で差別し、高負担と滞納制裁が

強化され、制度や仕組みの矛盾がますます広がってきていることが、一層証明されたものと思います。

また、後期高齢者人口が増え、医療費給付が増加すれば、否応なく保険料が上がり、受診抑制が負担増加を強制する制度矛盾がこの中にある以上、さらに決算から見ても、決して制度運営も安定しているとは言えないというふうに思います。

あらためて後期高齢者医療制度は安心できる医療制度の道が開ける老人保健制度へ戻すことを強く私は求めたいというふうに思います。

これらのことから、平成25年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、反対の立場で討論いたします。以上です。

〔持留良一議員 着席〕

議長（仮屋 秀一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上をもって討論を終了いたします。

議長（仮屋 秀一君） これより認定第2号「平成25年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」を採決いたします。

本案に異論がございますので、この採決は起立により行います。

本件については、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

「起立多数」であります。

よって、本件は認定されました。

議長（仮屋 秀一君） 次は、日程第9 議案第7号「平成26年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

事務局長（前田 慎一君） それでは、議案第7号「平成26年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明申し上げます。

議案集の131ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出をそれぞれ401万7千円増額し、予算の総額を1億267万4千円といたしております。

主な点につきまして、事項別明細書で御説明申し上げます。

136ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

第5款第1項第1目 繰越金を401万7千円増額いたしております。これは、先ほど説明いたしました平成25年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計の決算におきまして、平成26年度への繰越金額が確定したことによるものでございます。

次に、137ページの歳出でございます。

第4款第1項第1目 予備費を401万7千円増額いたしております。これは、歳入の繰越金に計上いたしました401万7千円につきまして、現段階では特段の用途がないことから、予備費に計上したものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

議長（仮屋 秀一君） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「質疑なし」と認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「討論なし」と認めます。

以上をもって討論を終了いたします。

議長（仮屋 秀一君） これより、表決に入ります。

それでは、議案第7号「平成26年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

議長（仮屋 秀一君） 次は、日程第10 議案第8号「平成26年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

事務局長（前田 慎一君） それでは、議案第8号「平成26年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、御説明申し上げます。

議案集の139ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出をそれぞれ29億2,082万3千円増額し、予算の総額を2,686億3,294万2千円といたしております。

主な点につきまして、事項別明細書で御説明申し上げます。

144ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

第1款 市町村支出金 第1項第3目 療養給付費負担金を116万1千円増額しております。これは、平成25年度療養給付費の確定、精算に伴い、また、平成24年度療養給付費の負担区分の再算定により、負担不足となった市町村の負担金額を計上

したものでございます。

第4款 支払基金交付金 第1項第1目 後期高齢者交付金を17億7,379万4千円減額いたしております。これは、平成25年度後期高齢者交付金の確定、精算に伴い、返還することとなった交付金額を計上したものでございます。

第8款 諸収入 第3項第1目 第三者納付金を1億1,490万5千円増額しております。これは、交通事故等の増加による第三者納付金の今後の見込額を計上したものでございます。

第9款第1項第1目 繰越金を45億7,855万1千円増額しております。これは、先ほど説明いたしました平成25年度特別会計の決算におきまして、平成26年度への繰越金額が確定したことによるものでございます。

次に、145ページの歳出でございます。

第1款 総務費 第2項第6目 第三者行為求償事業費を574万6千円増額しております。これは、交通事故等による医療費の請求事務を国保連合会に委託しておりますが、交通事故の増加等による委託料の増を計上したものでございます。

第8款 諸支出金 第1項第1目 還付加算金を140万円増額しております。これは、市町村において支払い漏れとなっていたことが判明いたしました還付加算金を計上したものでございます。

第1項第4目 償還金を17億3,300万2千円計上しております。これは、平成25年度の療養給付費及び高額医療費の確定、精算に伴い、右端の説明欄に記載のとおり、国庫負担金、県負担金、市町村負担金について、それぞれ記載の金額を返納するものでございます。

第9款第1項第1目 予備費を11億8,067万5千円増額しております。これは、先ほど歳入において説明いたしました第9款第1項第1目の繰越金につきまして、国等への返納等の精算額が確定したものを控除した残りの分でございます。特別調整交付金など平成25年度の精算額が未確定のため償還金に計上し

ていないものを含めまして、現段階では特定の用途がないことから、予備費に計上いたしております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

議長（仮屋 秀一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「質疑なし」と認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「討論なし」と認めます。

以上をもって討論を終了いたします。

議長（仮屋 秀一君） これより、表決に入ります。

それでは、議案第8号「平成26年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

議長（仮屋 秀一君） 次は、日程第11 議案第9号「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

事務局長（前田 慎一君） それでは、議案第9号「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合同規約の変更の件」について、御説明申し上げます。

議案集の147ページをお開き願います。

平成27年3月31日をもって、肝付東部衛生処理組合が脱退すること、及び共同処理する事務のうち常勤の職員の退職手当の支給に関する事務に関し、新たに枕崎市と西之表市が加わったことにより、鹿児島県市町村総合事務組合の規約を変更する必要があります。

規約の変更につきましては、全ての構成市町村等の議会の議決が必要なため、提案するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

議長（仮屋 秀一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「質疑なし」と認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「討論なし」と認めます。

以上をもって討論を終了いたします。

議長（仮屋 秀一君） これより、表決に入ります。

それでは、議案第9号「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合同規約の変更の件」を採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

議長（仮屋 秀一君） 次に、日程第12「一般質問」を行います。

当広域連合議会は発言通告制をとっておりませんので、質問のある議員は挙手、起立の上、自席において発言を願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

持留議員。

〔持留良一議員 起立〕

6番（持留 良一君） 1つは、先ほど言った、今後、来年度を目途に、新聞でも16年度を目途に9割軽減、段階的に廃止をしていくというようなことが取り沙汰されて、その対象者が約885万人ほどいると。いわゆる加入者の半数以上だろうということ。保険料の負担においては3倍になる人も出てくる。そういう試算も出ているようで、制度開設以来、最大のある意味での改悪かなというふうに思うんですが、この点について、どのように受け止めていらっしゃるのか、広域連合長のほうにお聞きをしたいと思います。

それとあと、議会のあり方として、それぞれ市長さん、議長さん、大変お忙しい中、この役職に就いていらっしゃるというふうに思うんですが、この十数年近くなってきた段階で、あらためてやっぱり住民から本当に遠い関係にあると思うんですよね、この広域連合が。

今、国保のほうも広域的な形で有り様を、今、検討しているようですけれども、そうなると、どうしても住民の声を反映すると、様々な声を反映するというのは非常に難しくなっているんじゃないかなというふうに思うんです。

そういう意味では、やっぱり最低限この議会のあり方を、できるならやっぱり全市町村から選出をするというような形のほうが、

もっと住民の声がしっかりと反映できるものになっていくのではないかなと思いますが、今日、こういう状況になっている中での議会のあり方について、見解をお聞きをしたいというふうに思います。

〔持留良一議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（仮屋 秀一君） 前田事務局長。

〔前田愼一事務局長 起立〕

事務局長（前田 愼一君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

今、保険料の軽減措置、特例措置の見直しといったようなことで、御質問がございました。

今、国のほうにおきまして、社会保障審議会の医療保険部会を中心にいたしまして、そういった議論が行われているということでございます。

これにつきましては、今年の6月に経済財政運営と改革の基本方針2014、この時の閣議決定におきまして、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について、段階的な見直しを進めることについて検討するといったようなことが閣議決定をされているところでございます。

私の知る範囲では、先月の10月に開催されました医療保険部会において、この特例措置の見直しということがテーマになって、議論が行われたというふうに伺っているところでございます。

これにつきましては、今の特例措置で9割、それから8.5割といったようなものがございますけれども、まだこの具体の見直しの検討状況、具体のものについては示されてはおりません。スケジュール的なことについても、まだ示されていないところで、現時点ではまだ未定ということでございますけれども、その際にいろいろ議論が行われた中で、1つは、制度創設時に特例的に実施された低所得者や元被扶養者の保険料特例軽減については、世

代間、世代内の公平性の観点から見直すべきであるといった意見があったと。それから見直す場合、対象となる高齢者の方々に不安が生じないための配慮が必要であり、また、後期高齢者医療広域連合や市区町村における被保険者への周知など、現場で混乱が生じないことに留意し、特例軽減をいつからどのように見直すことが適当か検討すべきであると。それから高齢者の方々への急な負担増とならないよう、段階的に見直すべきではないかと。こういった意見が出たということで聞いているところでございます。

この特例措置の見直し時期、方法、先ほど申し上げましたように、現時点では未定ではございますが、広域連合といたしましては、今後とも国のこの検討状況、動向を注意深く見ていきますとともに、見直しが行われる場合は、被保険者への丁寧な説明と早めの周知により、被保険者の方々の理解が得られるように努めてまいりたいと考えております。

それから本県への影響ということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、被保険者の方の約7割が、こういった何らかの軽減の措置を受けているということで、その影響はやはり大きなものがあるだろうということは、認識いたしているところでございます。

それからこの議会のあり方で、住民との距離が遠いというお話がございました。私ども、被保険者の方々の声というものを、市町村のほうからよくそういった地域住民の方々の御意見、お声というものは、私どものほうにも情報提供があるところでございます。

また、私どものほうで、市町村のほうの実態調査というのをやっておりまして、年に数箇所在市町村を職員が直接出向きまして、担当者の方々といろいろな後期高齢者医療制度を進めていく上での問題点とか、それからそういう現場の声というものを聞きし、また必要な助言等を行っているところでございますけれども、そういった機会を利用いたしまして、住民の方々の声というの、間接的ではございますけれども、お聞きしているといったような

ところでございます。

〔前田愼一事務局長 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（仮屋 秀一君） 持留議員。

〔持留良一議員 起立〕

6番（持留 良一君） 改めてその点について、今、事務局の事務局的な観点だろうと思うんですけども、広域連合長としてどのように、この2点について受け止めていらっしゃるのか。

〔持留良一議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（仮屋 秀一君） 岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

広域連合長（岩切 秀雄君） 軽減措置とか減免については、先ほども若干触れましたけど、今、局長が答弁したようなことで、やっぱり国の動向を注視していくべきだと思っています。

議会のこともですか。やはり今来ていらっしゃる議員の方々、各地域から選抜されておられますので、十分意見は聞けると思っております。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

議長（仮屋 秀一君） よろしいですか。

別に発言がなければ、これをもって「一般質問」を終了いたします。

議長（仮屋 秀一君） 以上で、今議会に付議された案件はすべて議了いたしました。

ここで、岩切広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

広域連合長（岩切 秀雄君） 定例会の閉会に際し、一言ごあいさ

つを申し上げます。

本日は、議員の皆様方には慎重な御審議を賜り、また、御提案いたしました議案について、いずれも原案どおり可決を賜りましたことに心からお礼を申し上げます。

当広域連合といたしましては、今後とも各関係機関、団体とも連携を図りながら、本制度の円滑な運営を進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様方をはじめ、関係各位におかれましては、今後とも制度の運営について、御理解、御協力を賜りますよう、改めてお願いを申し上げます、閉会のごあいさつとさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

議長（仮屋 秀一君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成26年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。

= 閉会：午後3時27分 =

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 仮 屋 秀 一

署名議員 下 迫 田 良 信

署名議員 水 口 孝 俊